

# 「やまぐち再エネ電力利用事業所」認定申請に係る手引き

## ● 「再エネ電力」の調達要件について

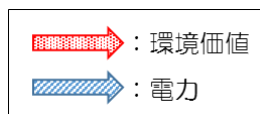
- ✓ 以下の手法1～3により、事業場における使用電力を再エネ比率30%以上にしてください。 (以下の手法を組み合わせることも可能です)

※申請には、組合せた手法のそれぞれ必要な書類の提出が必要になります。

【手法1】自家発電、【手法2】再エネ電力の購入、【手法3】環境価値の購入

- ✓ また、上記再エネ電力の一部かつ全部が山口県内で発電された再エネ電力である必要があります。

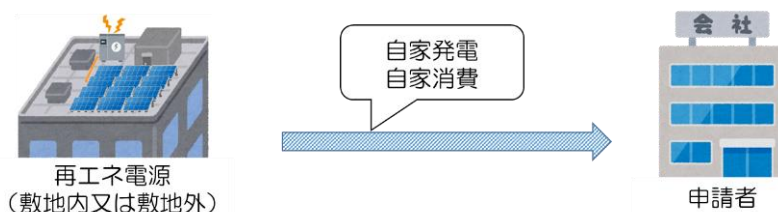
## ● 「再エネ電力」の調達方法について



### 【手法1】自家発電

#### ① 自社が保有する発電設備による発電

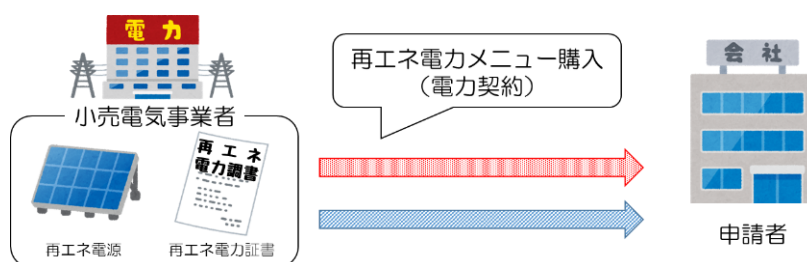
自社で再エネ設備を所有し、その発電電力を自社で使用する方法です。



### 【手法2】再エネ電力の購入

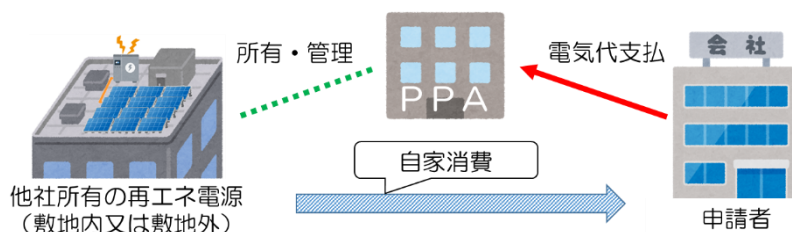
#### ② 小売電気事業者との契約 (再エネ電力由来メニュー)

小売電気事業者が提供する「再エネ電力メニュー」を購入する方法です。



#### ③ PPAモデル等を活用した電力購入

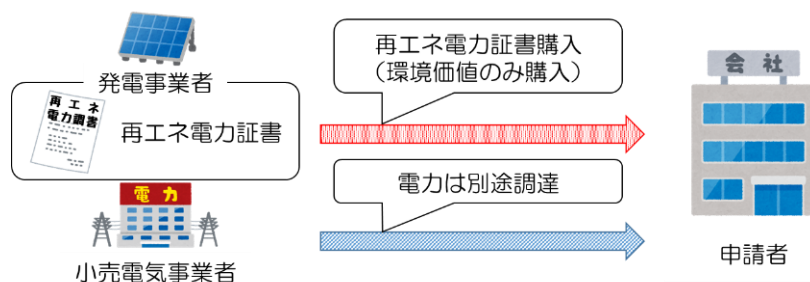
他社が保有 (設置) する設備から電気を購入する方法です。



### 【手法3】環境価値の購入

#### ④ 再エネ電力証書の購入

再エネ電力から切り離された環境価値だけを「再エネ電力証書」という形で購入する方法です。



### ●【手法1】自家発電 について

#### ① 自社が保有する発電設備による発電

<概要>

- ✓ 電気を使用する社屋や建物の敷地内又は敷地外に再エネ設備を所有し、その発電電力が、事業場に供給されていることが分かるシステム等<sup>\*</sup>を備えて、直接的に再エネ電力を調達する方法です。 <sup>\*</sup>BEMS、蓄電池等
- ✓ 自家消費電力量が再エネ電力の調達量（年間消費電力量）となります。

<年間消費電力量の計算方法>

$$\text{計算式} : \text{①年間消費電力量} = \text{②年間発電量} - \text{③年間売電量}$$

<計算式で用いる①、②、③の考え方>

##### (1) 年間消費電力量の考え方

- (A) 過去実績が12ヵ月分あり、消費電力量の実績が書類で示せる場合は過去の実績値。
- (B) (A)で対応できない場合、「直近1ヶ月分の実績値×12ヶ月」をした1年間分の推計値。

##### (2) 年間発電量の考え方

- (A) 過去実績が12ヵ月分あり、発電量の実績が書類で示せる場合は過去の実績値。
- (B) (A)で対応できない場合であって、メーカー等の12ヵ月分の発電量シミュレーション結果がある場合は当該結果の値。
- (C) (A)、(B)で対応できない場合は、以下の式により算出した値。

$$\text{算出方法} : \text{発電設備の容量(kW)} \times 8,760 \text{ 時間} \times \text{設備利用率}^* = \text{年間発電量(kWh/年)}$$

<sup>\*</sup>設備利用率指標：太陽光発電 13%、陸上風力発電 20%

##### (3) 年間販売量の考え方

- (A) 過去実績が12ヵ月分あり、売電量の実績が書類で示せる場合は過去の実績値。
- (B) (A)で対応できない場合、「直近1ヶ月分の実績値×12ヶ月」をした1年間分の推計値。

<主な必要書類>

分類	書類名等
(1) 消費電力量に関するもの	<u>①事業場の消費電力量が確認できる書類</u> ・提供事業者、契約者名、消費電力量、供給を受けている住所がわかる書類 <i>例) 小売電気事業者からの請求書、Web ページのハードコピー</i>
(2) 発電量に関するもの	<u>②再エネ電源の設置等が確認できる書類</u> ・再エネ電源の設置場所の住所、容量、接続状況がわかる書類 <i>例) 発電設備の納品書の写し、BEMS 等の導入されているシステムがわかる書類</i> <u>③再エネ電源の発電量が確認できる書類</u> ・発電量を管理するシステムの Web ページのハードコピー
(3) 売電量に関するもの	<u>④再エネ発電電力を売電していない場合、売電していない旨の誓約書</u> <u>⑤再エネ電力を売電している場合、売電量が確認できる書類</u> <i>例) 売電先事業者の Web ページのハードコピー</i>

●【手法2】再エネ電力の購入 について

② 小売電気事業者との契約（再エネ電力由来メニュー）

<概要>

- ✓ 小売電気事業者等が提供する「再エネ電力メニュー」を購入する手法です。

<主な必要書類>

①事業場の消費電力量が確認できる書類（再掲）

⑥当該再エネ電力メニューの情報が分かる書類

- ・メニューの名称、提供事業者、契約者名、供給を受けている住所、契約期間がわかる書類又は、当該電力メニューを契約中であることが確認できる書類  
*例) 契約書の写し、直近の検針票又は請求書等の写し*

③ PPAモデル等を活用した電力購入

<概要>

- ✓ 電気を使用する社屋や建物の敷地内又は敷地外に、他社が保有（設置）する設備から電気を購入する方法です。

<主な必要書類>

①事業場の消費電力量が確認できる書類（再掲）

⑦契約内容が分かる書類

- ・提供事業者、契約者名、供給を受けている住所、再エネ電源の設置場所の住所が分かる書類  
*例) 契約書の写し*

●【手法3】再エネ電力証書の購入 について

④ 再エネ電力証書の購入

<概要>

- ✓ 再エネ電力から切り離された環境価値だけを「再エネ電力証書」という形で購入する手法です。

- ✓ 再エネ電力証書には、「グリーン電力証書」、「再エネ電力由来Jークレジット」及び「非化石証書」があります。
- ✓ それぞれの証書を組み合わせて対応することも可能です。
- ✓ 再エネ電力証書は、申請時及び毎年の報告時に当該年度分の証書の写しを提出してください。

#### <主な必要書類>

##### ①事業場の消費電力量が確認できる書類（再掲）

##### ⑧証書等の写し

- ・グリーン電力証書：グリーン電力証書の写し
- ・Jークレジット：無効化通知及び再エネ電力量を記載した書類の写し
- ・非化石証書：再生可能エネルギー指定の非化石証書の写し

##### ⑨証書にかかる情報を補足する書類

- ・事業提供者、発電場所、購入量、購入者名、購入者住所がわかる書類

## ●やまぐち再エネ電力の確認方法について

### 【手法1】自家発電

#### ① 自社が保有する発電設備による発電

- ✓ 「②再エネ電源の設置等が確認できる書類」により、山口県内で発電された電力であることを確認します。

### 【手法2】再エネ電力の購入

#### ② 小売電気事業者との契約（再エネ電力由来メニュー）

- ✓ 再エネ電力提供事業者が提供する「再エネ電力プラン」で、「やまぐち再エネ電力」が含まれるものについては、「⑥当該再エネ電力メニューの情報が分かる書類」により、山口県内で発電された電力であることを確認します。
- ✓ 上記以外の小売電気事業者との契約については、「トラッキング付き非化石証書の写し」を提出してください。
- ✓ 「トラッキング付き非化石証書の写し」により、山口県内で発電された電力であることを確認します。

#### ③ PPAモデル等を活用した電力購入

- ✓ 「⑦契約内容が分かる書類」により、山口県内で発電された電力であることを確認します。

### 【手法3】再エネ電力証書の購入

#### ④ 再エネ電力証書の購入

- ✓ 「⑨証書にかかる情報を補足する書類」により、山口県内で発電された電力であることを確認します。